

工事実績情報サービス(コリンズ)への登録について

輪島市では、技術者の専任の確認などを的確に行うため、市が発注する工事については、工事実績情報サービス(コリンズ)の登録を義務化していますが、適切な入札・契約の促進を図るため、平成30年1月1日から登録の義務付け対象となる金額を改定しましたので、お知らせします。

1 登録義務対象工事

平成30年1月1日以降に輪島市が入札公告又は指名競争入札(見積徴取)通知を行う請負代金額が**500万円以上の建設工事**

※変更契約により請負代金額が500万円以上となった場合は、変更契約時に受注時登録が必要となりますので、ご注意ください。

2 登録を行う時期

- (1) 受注時 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
- (2) 変更時 変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録申請
- (3) 完成時 工事完成後10日以内に登録申請
- (4) 訂正時 速やかに登録申請

3 登録方法

コリンズに関する登録方法等の詳細については、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)のホームページをご確認ください。<http://www.jacic.or.jp/jacic-hp/index.php>

※初めて利用する場合は、「新規利用申込み」の手続きが必要です。

【登録の手順】

- (1) 登録データの作成
「コリンズシステム」で登録データを作成してください。
- (2) 登録データの内容確認を市へ依頼
登録用データ入力後「登録のための確認のお願い」を印刷し、工事担当課に提出してください。工事担当課で内容確認後、署名をしてお返しします。
- (3) 登録内容確認情報を入力後、登録内容確認書を市に提出
工事担当課から署名された「登録のための確認のお願い」を受け取った後、コリンズシステムで登録内容確認者情報の入力等を行ってください。
登録が完了しましたら、「登録内容確認書」を印刷して工事担当課に提出してください。